

■めいぎん JCB デビット一体型 IC キャッシュカード特約■

1. 特約の目的

この特約は、株式会社名古屋銀行（以下「当行」といいます。）が発行する「めいぎん JCB デビット一体型 IC キャッシュカード」（以下「本カード」といいます。）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

2. 本カードの発行・貸与

- (1) 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとし、以下①～④を、当行および JCB（以下「両社」といいます。）が承認した時点において、この特約の取引に係る契約が成立するものとします。
 - ① 当行と普通預金取引がある者が、両社が別に定める「めいぎん JCB デビット会員規約」（以下「デビットカード規約」といいます。）および「名古屋銀行キャッシュカード規定」（以下「キャッシュカード規定」といいます。）ならびに本特約を承認のうえ、デビットカード規約第 1 条に定義する本会員（以下「本会員」といいます。）となる旨の申込をするとともに本カードの発行の申込をし、これに対し両社が承認した場合。
 - ② キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている方が、デビットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申込をするとともに本カードの発行の申込をし、これに対し両社が承認した場合。
 - ③ デビットカード規約を承認のうえ当行発行にかかるデビットカードの貸与を受けている本会員が、デビットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込をし、これに対し両社が承認した場合。
 - ④ キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつデビットカード規約を承認のうえ当行発行にかかるデビットカードの貸与も受けている本会員が、デビットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込をし、これに対し両社が承認した場合。
- (2) 前項にもとづいて発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとし、（以下、本項にもとづいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」といいます。）なお、本カード上には、会員氏名・JCB カード会員番号・JCB カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
- (3) 第 1 項各号の申込に際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）が対応する普通預金口座を、本カードのデビットカード利用代金、手数料等の決済口座として届出するものとします。
- (4) 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行所定の期間のみ保管します。この場合、当行の口座開設店またはメールセンターにご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらかじめ本カードのお申込みが必要となります。

3. 本カード発行に伴う既存カードの取扱い

前条第 1 項②～④の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードまたはデビットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

- (1) キャッシュカード機能の失効：一体型会員が本カードにてキャッシュカード機能を利用した時点
- (2) デビットカード機能の失効：当行が一体型カードを発行することを認めた日から 1 ヶ月経過した日

4. 有効期限について

- (1) 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
- (2) 当行は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、かつ、両社が引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。
- (3) 前項にもとづいて更新カードが発行された場合において、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードにてキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

5. 本カード機能

- (1) 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当行が発行するデビットカードとしての機能（デビットカード規約に定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」といいます。）を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
- (2) 一体型会員は、預金機、支払機、振込機、その他当行所定の機器（以下、「当行自動機」といいます。）において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とデビットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とデビットカード機能との使い分けをするものとします。
- (3) 前項の規定にかかわらず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を負うものとします。
- (4) 本カードのキャッシュカード機能に J-Debit 機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードの J-Debit 機能およびデビットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

6. 本カードの機能停止等

- (1) 一体型会員は、両社との間のデビットカード契約およびキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止されることがあることを予め承諾し、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないものとします。
 - ① 本カードの再発行のため、一体型会員が、当行または JCB に本カードを返還した場合。
 - ② 本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、当行または JCB に本カードを送付または預けた場合。
 - ③ 当行自動機での利用時に、暗証番号相違、機器の故障等の理由により本カードが回収された場合。
 - ④ 一体型会員から当行または JCB に対して、その貸与された本カードを紛失又は盗難にあった旨の届け出があった場合。
- (2) 一体型会員が本特約またはデビットカード規約に違反し、または違反するおそれがある場合には、当行または JCB はデビットカード機能を一時停止することができるとします。

7. 本カードの取扱い

- (1) 一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならないとします。
- (2) 本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外には使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。

8. 届出事項の変更

- (1) 一体型会員が当行に届出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合には、当行所定の方法によりすみやかに当行に届出するものとします。なお、デビットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法によりすみやかに当行に届出するものとします。
- (2) 前項のうち氏名の変更およびデビットカード機能に関する暗証番号の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、所定の再発行手続がとられるものとします。

9. 紛失・盗難の届出

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を当行に届出るとともに、JCB へ届出するものとします。

10. 本カードの紛失・盗難による責任の区分

本カードの紛失・盗難に関する規定については、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定に、デビットカード機能についてはデビットカード規約によるものとします。

11. カードの再発行

本カードの紛失・盗難・破損・汚損、氏名の変更等を理由に、一体型会員が当行に対し本カードの再発行を求め、これに対し当行が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、紛失・盗難で再発行が認められた場合、当該一体型会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を希望する場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還するものとします。

12. カードの返還および単機能カードの発行

- (1) 一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行または JCB に本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。
 - ① デビットカード規約所定の事由により当行および JCB が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含みます）。
 - ② 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
 - ③ 一体型会員が両社に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。
- (2) 前項①の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」といいます。）の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。
- (3) 第 1 項③の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能デビットカードの発行を両社が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能デビットカードを発行するものとします。

13. カードの回収

前条第 1 項①の場合において、両社は当行自動機や JCB の加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないものとします。

14. 業務の委託

一体型会員は、当行が本カードに関する業務を当行が必要と認める第三者に業務委託することを予め承認するものとします。

15. 情報の共有

- (1) 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を行ったうえで両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。
 - ① 会員が、当行に対して届出た氏名、住所、電話番号等について変更があり、第 8 条第 1 項にもとづいて当行に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
 - ② 第 6 条第 1 項各号、同第 2 項、第 12 条第 1 項各号、第 13 条の事項。
 - ③ キャッシュカード規定またはデビットカード規約に違反した事実。
 - ④ その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
- (2) 当行は、前項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
- (3) 一体型会員は、第 14 条にもとづき、本カードに関する業務を第三者に業務委託するにあたり、委託業務遂行上必要な範囲で、委託する第三者に対し、本カードに表示しない記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

16. 特約の優先適用

本特約とデビットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

17. 特約の改定

- (1) この特約の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2022 年 7 月 22 日現在

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号：0570-017109または03-5252-3772